

第 23 回 JDA 九州ディベート大会（12 月 14 日（日））募集要項

各位

下記の通り、第 23 回 JDA 九州ディベート大会を開催し、出場チームの受付を開始します。

なお、**今年度は昨年度と同様にディベートの形式やルールを一部変更して実施**いたしますので、実施要項をご確認の上、お申し込みをお願いします。

今年度も対面開催とし、九州大学伊都キャンパスで開催予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

なお、ジャッジの依頼は別途行う予定ですが、ジャッジをお願いできる方がございましたら、下記メールまでご連絡ください。

JDA 九州支部

支部長 上土井 宏太

電子メール istdebate.office@gmail.com

第 23 回 JDA 九州ディベート大会 実施要項

1. 目的

(1) 九州支部の井上と上土井は科研費にて「インクルーシブなディベート教育方法開発」（課題番号：22K18593）に取り組んできました。本大会は本来、「初心者や未経験者にもわかりやすい」大会とすることを趣旨としていましたが、過去数年、応募チームの減少が課題となっていました。ディベートの「早すぎる速度でのスピーチ」、「スピーチの準備時間の短さ」が初心者の参加障壁になっているのではないかという仮説から、昨年度形式やルールを一部変更して大会を実施したところ、参加者から好意的な評価が多く寄せられたため、本年度も同様の形式を一部修正して実施することとなりました。

(2) 日本ディベート協会(JDA)による、アカデミック・ディベート普及活動の一環として、様々な方が参加・交流でき、参加者が議論法を理解し証拠資料に基づいたディベートを体験できる大会を目指します。

(3) JDA 九州支部と九州大学大学院言語文化研究院の共催行事として、九州地区でのディベート振興もあわせて図ります。

第23回JDA九州ディベート大会（12月14日（日））募集要項

2. 概要

主催：日本ディベート協会（JDA）九州支部

共催：九州大学大学院言語文化研究院、ディベート教育国際研究会

日時：2025年12月14日（日）9:30～17:30 予定

場所：九州大学伊都キャンパス

論題：「日本は中学生以下のSNSの利用を全面的に禁止すべきである。是か非か」

- SNSとは、登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービスサービスを指します
- ここでいうSNSとは、文章や写真、動画などの投稿によって、不特定多数とのコミュニケーションを主たる目的とするインターネット上のサービスとする。
- 以下のいずれかに該当するサービスは、ここでいうSNSとはみなさない
 - アカウント登録なしで、文章や写真、動画などの投稿ができるもの
 - メッセージングアプリや電子メールなど、特定の利用者間でのコミュニケーションを主たる目的とするもの
 - オンラインゲームやニュースサイトなど、チャットやコメントが主たる目的ではないもの
 - 教育または健康を目的としたもの
- 前項でいうSNSに該当するサービスを提供している全ての事業者に対該サービスを中学生以下に利用させないことを義務付け、国が規制対象となる事業者を指定する。

大会形式：立論1回反駁2回のディベート甲子園（中学の部）形式の試合を行う。

3. スケジュール

09:30 - 10:00 開会式、実施方式、審査方法に関する説明

10:00 - 12:00 第1試合

12:00 - 13:00 昼食

13:00 - 15:00 第2試合

15:00 - 17:00 第3試合

17:15 - 17:30 閉会式

4. 参加資格等

(1) 1チーム2名～4名の構成とします。

(2) 特に参加資格の制限は設けません。

(3) JDA形式の試合の経験のない方も参加し、ディベートを体験していただくことを目的としていますので、ディベートの戦術や話し方には十分注意し、初心者にもわかりやすい議論を心がけてください。

そのほか大会詳細は、後日、申し込みチームにお知らせします。

5. 申し込み方法

(1) 下記ページに必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

<https://forms.gle/DStevrtPbqzjNfUz6>

(2) 試行的なフォーマットでの開催のため、大会参加費は無料とします。

なお、合計 6 チーム程度を参加限度とします。参加が多数の場合は、複数チームの出場を申し込まれた団体に辞退をお願いする場合があります。

大会規則：下記記載

6. その他

大学構内にはコンビニ（セブンイレブン）が 10 時～18 時に開店しておりますが、会場からは少々遠いため、昼食等は持参されることをおすすめいたします。

7. 大会形式（必ずご確認ください）

- ・ 本大会では、立論、質疑、第一反駁、第二反駁のそれぞれの発話文字数及び質問の数に制限を設けます。立論のスピーチは、1600 文字、第一反駁、第二反駁のスピーチは 1200 文字を限度とします。文字数は Microsoft Word のディクテーション機能を用いて測定し、規定の文字数またはスピーチの最大時間（立論、反論ともに 6 分）に達した時点でスピーチを終了とします。
 - ・ 質疑は、最大 3 問までとします。相手の返答を必ず最後まで聞いてから次の質問をしてください。質問に対する返答が終わるまで、質疑者は追加の質問をしたり、返答に割り込んで新たな質問をすることはできません。関連する質問はジャッジの裁量で 1 問とみなします。
 - ・ 準備時間は、肯定側・否定側ともに 20 分を自由に使うことができます。
-

JDA 九州ディベート大会 2025 規則

第 1 条（目的）

本規則は、JDA 九州大会の運営方法および、ディベーター、ジャッジ、大会運営者等の権利・義務を明確にすることにより、公正かつ円滑な大会運営に資することを目的とする。

第 2 条（論題）

論題は、別に定める。

第 3 条 （側）

- (1) ディベートにおいて、二つのチームは、肯定側、否定側に分かれる。
- (2) 肯定側は、論題を肯定することをその役割とする。
- (3) 否定側は、論題の肯定を妨げることをその役割とする。

第 4 条 （チーム構成）

- (1) チームには、四名までディベーターを登録することができる。
- (2) 登録されたディベーターは、すべての試合において、スピーチ又は質疑（以下「スピーチ等」という）を少なくとも一回行わなければならない。
- (3) 一人のディベーターは、立論、反駁をそれぞれ一回までしか行うことができない。
- (4) 前二項に違反するスピーチ等があった場合は、ジャッジは直ちに当該スピーチ等を中止させ、当該スピーチ等を直ちに前二項の規定に合致するようにやり直させるものとする。

第 5 条 （ジャッジ）

- (1) ジャッジは、ディベーターが試合中に提示した議論に基づき、試合の勝敗を決定する。
- (2) 複数のジャッジが同一の試合を判定する場合、各々のジャッジは独立して判定を行う。
- (3) ジャッジは、引き分けの判定を下すことはできない。
- (4) ジャッジは、予選においては、ディベーターのスピーチ等の内容を評価し、点数を決定する。
- (5) ジャッジは、専任のジャッジおよび大会参加チームのメンバーが担当する。
- (6) 専任ジャッジおよび参加チームメンバージャッジの 1 試合における票数は別に定める。

第 6 条 （フォーマット）

- (1) 二つのチームは、以下のフォーマットに従い、1 つのスピーチ等を 1 名が行う。以下に記載している文字数は最大の文字数及び質問数である。括弧内の時間はスピーチの最大時間であり、最大文字数または最大時間に達した時点で終了とする。

肯定側第一立論 1600 文字（6 分）

否定側質疑 3 問

否定側第一立論 1600 文字（6 分）

肯定側質疑 3 問

否定側第一反駁 1200 文字（6 分）

肯定側第一反駁 1200 文字(6 分)

否定側第二反駁 1200 文字（6 分）

肯定側第二反駁 1200 文字(6 分)

- (2) 準備時間：各チーム 20 分（自チームのスピーチ等の前に自由に使用できる）

- (3) いわゆるロードマップ（スピーチ前に、スピーチの内容、順序を知らせること）は、スピーチ等の文字数に繰り入れるものとする。

- (4) スピーチ等の文字数が余った場合、ディベーターが終了を宣言した時点で、そのスピーチ等を終了する。

- (5) スピーチ等で余った文字数を他のスピーチ等に回すことは出来ない。

第 23 回 JDA 九州ディベート大会（12 月 14 日（日））募集要項

- (6) チームの主要議論はすべて立論において提出するものとする。反駁において新たに提出された主要議論は「新出議論」として排除される。
- (7) 立論で提出された主要議論に関する反論や再反論となる個別の議論は「新出議論」には該当しない。
- (8) 新たな証拠資料は関連する個別の議論が行われるどのスピーチにおいても提出することができる。
- (9) 質疑時間において、質問者は質問のみを行い、議論の陳述を行ってはならない。
- (10) 応答は直前の立論を担当した者が行い、質問者の質問に誠実に答える義務がある。

第 7 条 （スピーチ等の文字数及び時間の計測）

- (1) スピーチ等の文字数、時間の計測は試合管理者が秒単位で行う。
- (2) 試合管理者の業務は司会者もしくはジャッジが兼ねることができる。
- (3) 文字数、時間の誤計測が判明した場合は、主任ジャッジの判断により以降の計測において調整を行う。

第 8 条 （証拠資料）

- (1) ディベートは、スピーチ中に自らの議論の信憑性を高めるために、証拠資料を提示することができる。
- (2) 証拠資料としては、書籍、新聞、雑誌、カタログ、パンフレット等、紙媒体に記録されたもの、またはインターネット上で流布している情報で、日本国内において広くアクセス可能なものを使用することができる。
- (3) 口頭でのインタビュー、ラジオの録音、テレビの録画等、後日信憑性を調査するのが困難なもの、会員制のインターネットサイト、極めて配布地域が限定されたビラ等、他人のアクセスが制限されたものは、証拠資料として使用することはできない。ただし、同内容が広くアクセス可能な別媒体 に記録されていることが保障される場合はこの限りではない。
- (4) 外国語の証拠資料を自ら訳出して使用する場合は、その旨明示しなければならない。
- (5) 証拠資料は、紙面または電子データとして記録されたものを試合中に読み上げることで提示される。出典の詳細等は、読み上げる必要 は無いが、後に相手チーム、審査員、および大会運営者が、出典を調査するのに十分な情報を記載し、求められれば提示できるよう、準備しておかなければならない。
- (6) 試合中、上記出典情報が不十分と認められた場合、その証拠資料は、証拠としての効力を失う。
- (7) 試合中、証拠資料の歪曲・捏造が発覚した場合、ジャッジの判断により、その証拠資料を無かったものとみなすことができる。歪曲・捏造が極めて悪質と認められる場合、大会運営責任者の判断により、試合後に、その証拠資料を提出したチームの処分を決定する。
- (8) 上記処分には、そのチームの失格または無得点敗北を含めることができる。

第 9 条 （入門大会としての配慮）

(1) JDA 形式の試合の経験のないディベーターも参加し審査を含め体験することを目的としているので、試合中ディベーターはディベートの戦術や話し方には十分注意し、初心者にもわかりやすい議論を心がけるものとする。

(2) 前項に反する議論が行われた場合、ジャッジは自らの知識と理解能力に基づき、「説明不十分」や「スピーチ等の理解不能」を理由として その議論やスピーチ等を低く評価することができる。

第 10 条 （その他）

(1) 予選の方法 など大会運営に関する詳細は別途定める。

(2) 大会の運営者、ジャッジ、参加者、見学者は、時間を厳守するなど大会の円滑な運営に協力する。

(3) 大会の運営に妨げとなる行為などがあった場合、大会運営者はその者に対し退場を求めたり、その者が所属する団体の参加チームに罰則を科したりすることができる。

(4) 試合中にインターネットや生成 AI の使用も可能ですが、検索結果を試合で用いる場合は真偽を必ず確認してください。例えば、生成 AI が出力した文章で証拠資料を含む場合、証拠資料が正しいことを確認してからスピーチ等に用いるようにしてください。誤った証拠資料を使用した場合、第 8 条(7)に当たる場合があります。なお、生成 AI の回答自体を「証拠資料」とすることはできません。